

# ペットの飼い主に守ってほしい5か条

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。動物が快適・健康に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

## ①動物の習性等を正しく理解し

### 最後まで責任をもって飼うこと

動物はそれぞれその種類に応じた生態、習性、生理を持つ、人とは違う生き物です。

飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、飼い始めたら、動物種に応じた適正な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いまししょう。

なお、野生動物を飼う場合は、十分な注意が必要です。

また、動物を虐待したり捨てることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処されます。

## 野良犬や野良猫にエサを与えないようにしましょう

野良犬・野良猫に対して「かわいそうだから」と一時的な感情でエサを与えてしまうと、他の野良犬・野良猫が集まったり、繁殖で想像以上に増えたりします。

その結果、鳴き声や悪臭、糞などの問題が出てきてしまい、周囲の方の迷惑に繋がってしまいます。

野良犬や野良猫にエサを与えることは『飼う』ことと同じです。

飼うなら責任を持ち、正しく飼いまししょう。

## ②危害や迷惑の発生を防止すること

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしまししょう。

また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしまししょう。

### 犬の飼い方

#### ●フンの後始末をしまししょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りまししょう。これは最低限のマナーです。また、散歩中に排泄する習慣はしつけによって変えられます。

#### ●放し飼いはやめまししょう

犬の放し飼いは法律で禁止されています。必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしまししょう。

### 猫の飼い方

猫はつないでおく義務はありませんが、近所の迷惑にならないよう屋内飼育、自宅敷地内飼育に努めまししょう。屋外での放し飼いは、交通事故の原因にもなってしまう



## ③むやみに繁殖させないこと

動物をむやみに繁殖させて数が増えること、一匹一匹を適正に飼えなくなることがあります。

動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えることのないようにしまししょう。また、毎年何万頭もの子犬や子猫が殺処分されています。生まれる全ての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いまししょう。

## ④動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の双方に感染する病気（人と動物の共通感染症）について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎまししょう。

## ⑤所有者を明らかにすること

盗難や迷子を防ぐためにも、飼っている動物が自分のものであることを示す、名札、足環などの標識をつけまししょう。犬の場合は、「犬鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を首輪につけまししょう。

### ▼問い合わせ先

栃木県動物愛護指導センター

☎028(684)5458

住民生活課 生活環境係

☎9131

